

令和6年12月16日

課名	指導監査課
担当	住吉、大波
内線	3261、3268
直通	086-226-7917

介護保険事業者等に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により、介護老人福祉施設等及び障害者支援施設について、次のとおり3件の行政処分（指定の一部の効力の停止）を行うこととしました。

記

1 指定介護老人福祉施設等に係る行政処分

(1) 施設等の概要

- ① 施設 特別養護老人ホーム長船荘
瀬戸内市長船町服部1141
- ② 開設者 社会福祉法人岡山千鳥福祉会 理事長 八田 高志
岡山市南区千鳥町7-7
- ③ サービス 介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護（平成12年4月1日指定）
- ④ 定員 80人

(2) 処分の通知日 令和6年12月16日（手交済）

(3) 処分の内容及び期間

- ① 内容 指定の一部の効力（新規入所者の受入れ）の停止 6月
- ② 期間 令和7年1月1日から令和7年6月30日まで

(4) 処分の根拠となる法令の条項

介護保険法第77条第1項第5号、第92条第1項第4号及び第115条の9第1項第10号

(5) 処分の原因となる事実

次のとおり職員による入所者等への身体的虐待及び心理的虐待を確認した。

- ① 介護職員24名が入所者等8名に対し、1年以上必要な手続（※1）を踏むことなく、身体的拘束（※2）を恒常的に行っていた。（身体的虐待）

(※1) 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の検討及び記録(様態、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由)

(※2) シーツで車椅子にくくりつける、車いすと机で動きを封じる、腹部にタオル等を巻いておしめを触らせない、手に靴下等を被せておしめを触らせない

- ② 介護職員1名が、指を鼻に突っ込んでいる入所者をタブレットで撮影し、他の職員が閲覧できる状態にした。(心理的虐待)

(6) 行政処分以外の対応

利用者の人権擁護、虐待の防止、身体的拘束等の適正化等のため、必要な体制整備や研修を実施するとともに、管理者が業務の実施状況の把握等一元的な管理を行い、従業者に運営の基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと等を指導する。

2 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護に係る行政処分

(1) 事業所の概要

- ① 事業所 津山市立養護老人ホームときわ園
津山市井口100-1
- ② 事業者 社会福祉法人江原恵明会 理事長 江原 秀国
津山市津山口306
- ③ サービス (介護予防)特定施設入居者生活介護(平成28年4月1日指定)
- ④ 定員 80人

(2) 処分の通知日 令和6年12月16日(手交済)

(3) 処分の内容及び期間

- ① 内容 指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止 6月
- ② 期間 令和7年1月1日から令和7年6月30日まで

(4) 処分の根拠となる法令の条項

介護保険法第77条第1項第5号、第115条の9第1項第5号

(5) 処分の原因となる事実

次のとおり職員による利用者への経済的虐待を確認した。

- ① 約6年間にわたり、入所者預かり金管理規程に違反して職員が単独で金銭管理を行い、利用者の通帳から現金を引き出した際に一部を着服、出納帳の金額を改ざんするといった手口により着服(※)を繰り返した。

(※) 法人調査(令和6年11月12日時点)による被害者及び被害金額:現入所者分58名、21,555,074円(うち(介護予防)特定施設入居者生活介護利用者28名、11,029,431円)。このほか、退所者分51名(金額は調査中)あり。

(6) 行政処分以外の対応

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、より効果的な体制整備や研修を実施するとともに、管理者が業務の実施状況の把握等一元的な管理を行い、従業者に運営の基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと等を指導する。

3 指定障害者支援施設に係る行政処分

(1) 施設の概要

- ① 施設 障害者支援施設ぽればれ
和気郡和気町小坂1273-7
- ② 設置者 社会福祉法人恒和永千会 理事長 神田 光弘
和気郡和気町小坂1273-7
- ③ サービス 障害者支援施設（平成22年4月1日指定）
- ④ 定員 50人

(2) 処分の通知日 令和6年12月16日（手交済）

(3) 処分の内容及び期間

- ① 内容 指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）の停止 3月
- ② 期間 令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

(4) 処分の根拠となる法令の条項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第3項において準用する同条第1項第3号

(5) 処分の原因となる事実

次のとおり職員による利用者への身体的虐待を確認した。

- ① 令和6年2月 職員Aが利用者の顔を指ではじき出血させた。
- ② 令和6年3月 職員Bが利用者を押して転倒させた。
- ③ 令和6年6月 複数回に渡って職員Cが利用者を蹴る、無理やり靴や服を脱がせる、壁に突き飛ばして転倒させる等した。（同職員は、傷害、暴行の容疑で逮捕、起訴された。）

(6) 行政処分以外の対応

支援力を向上させ、虐待の防止等に資する研修とその効果検証を繰り返し実施するなど、施設全体としてのさらなる取組を指導する。